

四日市市告示第176号

四日市市空き家バンク制度実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年3月31日

四日市市長 森 智広

四日市市空き家バンク制度実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市空き家バンク制度実施要綱（平成28年四日市市告示第103号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>四日市市空き家・<u>空き地</u>バンク制度実施要綱</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この要綱は、定住促進による地域の活性化と空き家、<u>空き地</u>の有効活用を図るため、空き家・<u>空き地</u>バンク制度について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（用語の意義）</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) <u>空き地</u> 市内に存する土地で、現<u>に使用していないもの又は今後使用しなくなる予定であるものをいう。</u></p> <p>(3) <u>所有者等</u> <u>空き家、空き地</u>に係る所有権その他の権利を有し、当該空き家、<u>空き地</u>の売却又は賃貸を行うことができる権利を有している者をいう。</p> <p>(4) <u>利用者</u> 地域住民の一員として</p>	<p>四日市市空き家バンク制度実施要綱</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この要綱は、定住促進による地域の活性化と空き家の有効活用を図るため、空き家バンク制度について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（用語の意義）</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) <u>所有者等</u> 空き家に係る所有権その他の権利を有し、当該空き家の売却又は賃貸を行うことができる権利を有している者をいう。</p> <p>(3) <u>利用者</u> 地域住民の一員として市</p>

市内で定住し、又は定期的に滞在することを目的として、空き家、空き地の購入又は賃借を希望する者をいう。

(5) 空き家・空き地バンク この要綱の定めるところにより、申込者からの申込みにより登録された空き家、空き地に関する情報を、利用者に対して市のインターネットのホームページ等において提供する制度をいう。

(制度運用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家・空き地バンク以外の方法による空き家、空き地の取引を妨げるものではない。

(登録の対象)

第4条 空き家・空き地バンクに登録できる住宅は、一戸建て空き家住宅（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物のうち、長屋（2以上の住戸又は住室を有する建築物で、かつ、建築物の出入口から住戸の玄関に至る階段、廊下等の共有部分を有しないものをいう。）、共同住宅（2以上の住戸又は住室を有する建築物で、かつ、建築物の出入口から住戸の玄関に至る階段、廊下等の共有部分を有するものをいう。）及び給与住宅（社宅、官舎、寮などをいう。）を除くものをいう。）とする。

2 空き家・空き地バンクに登録できる土地は登記簿上の地目が宅地のものとする。

(申込みの対象者等)

内で定住し、又は定期的に滞在することを目的として、空き家の購入又は賃借を希望する者をいう。

(4) 空き家バンク この要綱の定めるところにより、申込者からの申込みにより登録された空き家に関する情報を、利用者に対して市のインターネットのホームページ等において提供する制度をいう。

(制度運用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外の方法による空き家の取引を妨げるものではない。

(登録の対象)

第4条 空き家バンクに登録できる住宅は、一戸建て空き家住宅（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物のうち、長屋（2以上の住戸又は住室を有する建築物で、かつ、建築物の出入口から住戸の玄関に至る階段、廊下等の共有部分を有しないものをいう。）、共同住宅（2以上の住戸又は住室を有する建築物で、かつ、建築物の出入口から住戸の玄関に至る階段、廊下等の共有部分を有するものをいう。）及び給与住宅（社宅、官舎、寮などをいう。）を除くものをいう。）とする。

(申込みの対象者等)

第5条 空き家・空き地バンクに登録することができる者（以下「申込者」という。）は、登録する空き家、空き地について、所有者等と専任媒介契約若しくは専属専任媒介契約を締結した宅地建物取引業者とする。

2 市長は、所有者等が空き家・空き地バンクに登録することを希望する場合は、公益社団法人三重県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会三重県本部、その他宅地建物取引業者から提供された空き家・空き地バンク協力者一覧を提供するものとする。

（空き家、空き地に関する登録の申込等）

第6条 申込者は、四日市市空き家・空き地バンク登録申込書（第1号様式）に四日市市空き家・空き地バンク登録カード（第2号様式）及び四日市市空き家・空き地バンク登録カード（第3号様式）を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込みがあった場合は、その内容について審査し、適切であると認めるときは、空き家・空き地バンクに登録するものとする。

3 市長は、前項の登録をしたときは、その旨を四日市市空き家・空き地バンク登録完了通知書（第4号様式）により申込者に通知するものとする。

4 市長は、登録をしていない空き家、

第5条 空き家バンクに登録することができる者（以下「申込者」という。）は、登録する空き家について、所有者等と専任媒介契約若しくは専属専任媒介契約を締結した宅地建物取引業者とする。

2 市長は、所有者等が空き家バンクに登録することを希望する場合は、公益社団法人三重県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会三重県本部から提供された空き家バンク協力者一覧を提供するものとする。

（空き家に関する登録の申込等）

第6条 申込者は、四日市市空き家バンク登録申込書（第1号様式）に四日市市空き家バンク登録カード（第2号様式）及び四日市市空き家バンク登録カード〔間取り図・写真〕（第3号様式）を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込みがあった場合は、その内容について審査し、適切であると認めるときは、空き家バンクに登録するものとする。

3 市長は、前項の登録をしたときは、その旨を四日市市空き家バンク登録完了通知書（第4号様式）により申込者に通知するものとする。

4 市長は、登録をしていない空き家に

空き地について、登録をすることが適当と認められるものは、その所有者等に対して登録を勧めることができる。

(空き家、空き地に関する登録の拒否)

第7条 市長は、登録を受けようとする空き家、空き地が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を拒否することができる。

(1) 法令等に違反している建築物、土地

(2) 前号に規定するもののほか、市長が適当でないと認める建築物、土地

(登録空き家、空き地情報の公開等)

第8条 市長は、登録した空き家、空き地の情報のうち、四日市市空き家・空き地バンク登録カード(第2号様式)及び四日市市空き家・空き地バンク登録カード〔間取り図・写真〕(第3号様式)を、市のホームページにおいて公開するとともに、縦覧するものとする。

(空き家、空き地に関する登録事項の変更等の届出)

第9条 第6条第3項の規定による通知を受けた者(以下「登録者」という。)は、登録事項に変更があったときは、四日市市空き家・空き地バンク登録事項変更届出書(第5号様式)に登録事項の変更内容を記載し、四日市市空き家・空き地バンク登録カード(第2～3号様式)を添付して市長に

ついて、登録をすることが適当と認められるものは、その所有者等に対して登録を勧めることができる。

(空き家に関する登録の拒否)

第7条 市長は、登録を受けようとする空き家が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を拒否することができる。

(1) 法令等に違反している建築物

(2) 前号に規定するもののほか、市長が適当でないと認める建築物

(登録空き家情報の公開等)

第8条 市長は、登録した空き家の情報のうち、四日市市空き家バンク登録カード(第2号様式)及び四日市市空き家バンク登録カード〔間取り図・写真〕(第3号様式)を、市のホームページにおいて公開するとともに、縦覧するものとする。

(空き家に関する登録事項の変更等の届出)

第9条 第6条第3項の規定による通知を受けた者(以下「登録者」という。)は、登録事項に変更があったときは、四日市市空き家バンク登録事項変更届出書(第5号様式)に登録事項の変更内容を記載し、四日市市空き家バンク登録カード(第2～3号様式)を添付して市長に提出しなければなら

提出しなければならない。

2 登録者は、登録事項の変更のうち、次のいずれかに該当するときは、四日市市空き家・空き地バンク登録取消申出書（第6号様式）を提出しなければならない。

(1) 登録された空き家、空き地の売買又は賃貸借契約が締結されたとき。

(2) (略)

第10条 市長は、次のいずれかに該当するときは、登録した空き家、空き地の情報の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 前条第2項の四日市市空き家・空き地バンク登録取消申出書が提出されたとき。

(2) 登録後3年が経過したとき。

(3)から(4)まで (略)

(交渉等)

第11条 登録された空き家、空き地について交渉を希望する利用者から連絡を受けた登録者は、遅滞なく利用者及び所有者等と交渉を行わなければならない。

2 登録者と利用者及び所有者等との空き家、空き地に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、当事者間で全て行うものとし、市は直接これに関与しない。

(個人情報の保護)

第12条 市は、空き家・空き地バンクの運用に当たっては、個人情報の漏え

ない。

2 登録者は、登録事項の変更のうち、次のいずれかに該当するときは、四日市市空き家バンク登録取消申出書（第6号様式）を提出しなければならない。

(1) 登録された空き家の売買又は賃貸借契約が締結されたとき。

(2) (略)

第10条 市長は、次のいずれかに該当するときは、登録した空き家の情報の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 前条第2項の四日市市空き家バンク登録取消申出書が提出されたとき。

(2) 登録後2年が経過したとき。

(3)から(4)まで (略)

(交渉等)

第11条 登録された空き家について交渉を希望する利用者から連絡を受けた登録者は、遅滞なく利用者及び所有者等と交渉を行わなければならない。

2 登録者と利用者及び所有者等との空き家に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、当事者間で全て行うものとし、市は直接これに関与しない。

(個人情報の保護)

第12条 市は、空き家バンクの運用に当たっては、個人情報の漏えい、改ざ

い、改ざん、損傷及び滅失の防止その他の個人情報の適正な管理に努めるものとする。

2 空き家・空き地バンク制度の運用に際して得た情報の使用は、当該制度の目的の範囲内に限るものとする。

ん、損傷及び滅失の防止その他の個人情報の適正な管理に努めるものとする。

2 空き家バンク制度の運用に際して得た情報の使用は、当該制度の目的の範囲内に限るものとする。

第1号様式から第6号様式までを次のように改める。

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

四日市市長

四日市市空き家・空き地バンク登録申込書

申込者

住 所

氏 名

電話番号（ ） ー

四日市市空き家・空き地バンクの登録をしたいので、下記のとおり申し込みます。

1. 申込の概要

所在地	四日市市		
目的行為	売却 ・ 賃貸		
掲載区分	建物及び土地（空き家） ・ 土地（空き地）		
申込者詳細	免許番号	国土交通大臣免許（ ）第 号 三重県知事免許（ ）第 号	
	E-mail		
	担当者名		
	連絡先 TEL		FAX

2. 添付書類

- (1) 空き家・空き地バンク登録カード（第2号様式、第3号様式）
- (2) 媒介契約書の写し

【同意事項】

申込者が、上記物件について四日市市空き家・空き地バンクに登録することに同意します。

所有者等

住 所

氏 名

（自署しない場合、記名押印してください）

四日市市空き家・空き地バンク登録カード 空き家用

物件番号								※太枠内の該当する項目に記入してください			
目的行為	<input type="checkbox"/> 売買 <input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> 売買・賃貸			記入年月日	令和 年 月 日						
空き家予定時期	平成 年 月頃		空き家となった時期・期間		年 月頃 ・ 年 月頃						
物件所在地	四日市市										
希望価格	売 買	円			賃 貸	円/月					
						<input type="checkbox"/> 敷金 円 <input type="checkbox"/> 礼金 円 <input type="checkbox"/> 保証金 円 <input type="checkbox"/> 管理費 円					
物件概要	土地面積		m ²		都市計画	区域区分	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域				
	坪					用途地域					
	私道負担面積		m ²			建ぺい率			容積率		
	建物面積	1階	m ²		接道状況						
		坪				築年月	<input type="checkbox"/> 昭和 年 月 築 年 <input type="checkbox"/> 平成 年 月				
		2階	m ²		建物構造		<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 軽量鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他()				
	坪										
	計		m ²								
	間取り	1階									
		2階									
	主要施設交通機関の距離	駅	約 km(分)		熱源	<input type="checkbox"/> 都市ガス <input type="checkbox"/> LPガス <input type="checkbox"/> オール電化 <input type="checkbox"/> その他()					
		バス停	約 km(分)			水道	<input type="checkbox"/> 上水道 <input type="checkbox"/> その他()				
小学校		約 km(分)		下水道	<input type="checkbox"/> 公共下水 <input type="checkbox"/> 浄化槽 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> その他						
その他		約 km(分)			駐車場		<input type="checkbox"/> 車庫(台) <input type="checkbox"/> カーポート(台) <input type="checkbox"/> スペース(台) <input type="checkbox"/> なし				
その他		約 km(分)		月額							
その他	約 km(分)		耐震状況(昭和56年5月以前の物件は記入)								
設備等の状況	空調設備	<input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無		耐震診断	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未						
	照明器具	<input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無			診断結果	<input type="checkbox"/> 補強必要 <input type="checkbox"/> 補強不要					
	トイレ	<input type="checkbox"/> 有(水洗・汲取 / 洋・和) <input type="checkbox"/> 無		補強工事		<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未					
	保温便座・洗浄機能	<input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無			インスペクション(建物状況調査)						
	風呂	<input type="checkbox"/> 有(熱源:) <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無							
	シャワー	<input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無		その他事項							
	その他設備等										
特記事項											

◆問い合わせ先

仲介不動産会社	住 所	〒						
	会社名							
	免許番号	国土交通大臣免許 ()第		号		三重県知事免許 ()第		号
	URL							
	E-mail							
	担当者名							
	連絡先TEL				FAX			

※上記の内容についてはすべて公開します。

第2号様式(第6条関係)

四日市市空き家・空き地バンク登録カード 空き地用

物件番号		※太枠内の該当する項目に記入してください									
目的行為		<input type="checkbox"/> 売買 <input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> 売買・賃貸			記入年月日		令和 年 月 日				
空き地予定時期		年 月頃			空き地となった時期・期間		年 月頃・年 月頃				
物件所在地		四日市市									
希望価格		<input type="checkbox"/> 売 買 円			<input type="checkbox"/> 賃 貸		円/月				
							<input type="checkbox"/> 敷金 円 <input type="checkbox"/> 礼金 円				
							<input type="checkbox"/> 保証金 円 <input type="checkbox"/> 管理費 円				
物件概要	面積	公簿		m ²		都市計画	区域区分		<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域		
		実測		坪			用途地域				
				坪			建ぺい率		容積率		
	境界表示		道路		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有()		工作物	カーポート		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有()	
			隣地		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有()			庭石		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有()	
			その他					生け垣、庭木		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有()	
								門、門柱、門扉		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有()	
	敷地に面する道路		道路1(幅員 m・種別)				塀		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有()		
			道路2(幅員 m・種別)				物置		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有()		
			道路3(幅員 m・種別)				その他		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有()		
主要施設 交通機 関の 距離	駅		約 km(分)		特記 事項						
	バス停		約 km(分)								
	小学校		約 km(分)								
	その他		約 km(分)								
	その他		約 km(分)								

◆問い合わせ先

仲介不動産会社	住 所	〒				
	会社名					
	免許番号	国土交通大臣免許 ()第 号・三重県知事免許 ()第 号				
	URL					
	E-mail					
	担当者名					
	連絡先TEL				FAX	

※上記の内容についてはすべて公開します。

第3号様式(第6条関係)

四日市市空き家・空き地バンク登録カード 空き家用

※データでの提出または図面データ貼り付けでも構いません

写真(外観・内部)

間取り図

第3号様式(第6条関係)

四日市市空き家・空き地バンク登録カード 空き地用

※データでの提出または図面データ貼り付けでも構いません

写真

配置図

第4号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

四日市市長

印

四日市市空き家・空き地バンク登録完了通知書

四日市市空き家・空き地バンク制度実施要綱第6条第3項の規定により、下記のとおり空き家バンクへの登録が完了しましたので通知します。

記

1. 登録番号等

登録番号	空き家、空き地の所在地

2. 登録日 年 月 日

3. 有効期限年月日 年 月 日

第5号様式（第9条関係）

年 月 日

四日市市長

届出者

住 所

氏 名

四日市市空き家・空き地バンク登録事項変更届出書

四日市市空き家・空き地バンク制度実施要綱第9条第1項の規定により、登録事項に変更がありましたので届け出ます。

登録番号 第 号

変更内容

第6号様式（第9条関係）

年 月 日

四日市市長

四日市市空き家・空き地バンク登録取消届出書

届出者
住 所
氏 名

四日市市空き家・空き地バンク制度実施要綱第9条第2項の規定により、空き家・空き地バンクの登録を取り消したいので届け出ます。

1. 登録番号 第 号

2. 取消理由 売買又は賃貸借契約の締結による

その他

3. 添付書類

(1) 売買又は賃貸借契約書の写し

※取消理由が売買又は賃貸借契約の締結による場合

(2) その他市長が必要と認める書類

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(都市整備部都市計画課)